

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月27日
【会社名】	株式会社メタプラネット
【英訳名】	Metaplanet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>（第13回新株予約権証券）</p> <p>その他の者に対する割当 15,246,000円</p> <p>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">23,346,246,000円</p> <p>（第14回新株予約権証券）</p> <p>その他の者に対する割当 15,246,000円</p> <p>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">23,346,246,000円</p> <p>（第15回新株予約権証券）</p> <p>その他の者に対する割当 15,246,000円</p> <p>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">23,346,246,000円</p> <p>（第16回新株予約権証券）</p> <p>その他の者に対する割当 15,246,000円</p> <p>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">23,346,246,000円</p> <p>（第17回新株予約権証券）</p> <p>その他の者に対する割当 15,246,000円</p> <p>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">23,346,246,000円</p> <p>（注） 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。</p>

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年3月24日付で有価証券報告書（第26期）、2025年3月26日付で臨時報告書を提出したことに伴い、2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付、2025年3月12日付及び2025年3月19日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたため、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出について
3. 資本金の増減について
4. 財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

< 訂正前 >

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期、提出日2024年3月27日）及び半期報告書（第26期中、提出日2024年8月14日）（以下「有価証券報告書等」と総称します。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月10日）までの間において以下に記載するリスクが追加となっております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月10日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

なお、当社はビットコインの保有を2024年4月より開始したことに伴い、新たな事業リスクが発生していることを認識しております。考えられる主なリスクとしては以下が挙げられます。

ビットコインのボラティリティ：ビットコインの価格は、需給の動き、規制当局の発表、メディアの影響、技術的变化、広範な経済動向全般など、さまざまな要因によって大きく変動します。この変動は、当社の財務の健全性と経営成果に大きな変動をもたらす可能性があります。

規制リスク：規制の変更または政府の新たな措置は、ビットコインへの投資実行、ビットコインの市場価格、ビットコインの事業運営への活用、および不換紙幣への変換性、などに悪影響を及ぼす可能性があります。

セキュリティおよび運用リスク：当社のビットコイン保管は外部のサービスプロバイダーに依存しています。外部サービスプロバイダーに障害が発生した場合、当社の保有するビットコインの紛失、盗難、破壊につながる可能性があり、当社の資産に重大なリスクが生じます。

採用と使用：ビットコインは、ETFの導入や主要財務資産としての関心の高まりにより、その受容と使用において時価総額が1兆ドルを超える著しい成長を遂げましたが、その将来的な採用範囲はまだ不透明です。ビットコインがすべての企業、消費者、団体に普遍的に受け入れられるとは限らない可能性や、時間の経過とともに人気低下、その価値に影響を与える可能性があります。

万が一このようなリスクが顕在化した場合、ビットコインの価格が下落する可能性があります。その場合は当社は評価損を計上し、連結貸借対照表上は市場価値での評価額を計上することになります。ただ、当社は長期的な視野でビットコインの保有を継続することから、短期での変動による価格下落をもってビットコインを売却することはいたしません。

2025年2月10日付で「2024年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表し、それまで「継続企業の前提に関する重要事象等」を記載しておりましたが、この度下記理由につき解消しております。

当社グループは、過年度より継続して営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりましたが、以下の対応策を講じることにより、当連結会計年度において営業損失、経常損失から営業利益、経常利益に転じ、営業キャッシュ・フローのプラスに転じることになりました。また、新株予約権の行使等による資本増強により財務体質も安定しております。

ビットコイン関連領域での新規事業の開拓

ホテル事業による業績及び財務の安定化と新規事業の模索

コスト削減

資本政策の促進

このような状況を総合的に判断した結果、現時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断しております。

なお、上記内容は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月10日）現在において当社が判断したものでありますが、起こり得るすべてのリスクを網羅しているものではありません。

< 訂正後 >

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期、提出日2025年3月24日）（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年3月27日）までの間において当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年3月27日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

< 訂正前 >

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日（2024年3月27日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年3月27日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2024年3月25日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

1. 議決権行使の結果

（1）当該株主総会が開催された年月日

2024年3月25日

（2）当該決議事項の内容第2号議案 取締役5名選任の件

サイモン・ゲロヴィッチ、阿部好見、ドリュー・エドワーズ、桑島浩彰及びデビッド・スペンサーを取締役に選任するものであります。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」につきましては、2024年3月25日付「第25回定時株主総会付議案の一部撤回に関するお知らせ」のとおり、同議案を撤回いたしました。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第2号議案					
サイモン・ゲロヴィッチ	790,351	7,841	-	（注）	可決 98.96
阿部 好見	794,640	3,552	-	（注）	可決 99.50
ドリュー・エドワーズ	794,500	3,692	-	（注）	可決 99.48
桑島 浩彰	794,505	3,687	-	（注）	可決 99.48
デビッド・スペンサー	794,640	3,552	-	（注）	可決 99.50

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たしたまたは否決が明らかになったため、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2024年4月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主及びその他の関係会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主だがその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主でなくなるもの EVO FUND

主要株主である筆頭株主となりその他の関係会社でなくなるもの MMXXベンチャーズ・リミテッド

主要株主でなくなるもの デビッド・スペンサー

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主だがその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主でなくなるもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	400,254個	34.90%
異動後 3、4	199,137個	11.71%

主要株主である筆頭株主となりその他の関係会社でなくなるもの MMXXベンチャーズ・リミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	267,250個	23.30%
異動後 3、5	303,765個	17.87%

主要株主でなくなるもの

デビッド・スペンサー

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	150,000個	13.08%
異動後 3	150,000個	8.82%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については、2022年11月30日時点の株主名簿に基づいております。

3. 異動後の議決権の数については、2023年12月31日時点の株主名簿に基づき、2023年12月31日現在の発行済株式総数114,692,187株から議決権を有しない株式数21,725株を控除し、2024年4月8日から2024年4月22日までに行使した株式数55,321,300株(議決権の数553,213個)を発行済株式総数に含めて算出しております。

4. EVO FUNDの議決権の数につきましては、2024年4月17日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

5. MMXXベンチャーズ・リミテッドの議決権の数につきましては、2024年4月16日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

- A) 第9回新株予約権（2023年2月8日発行）を、EVO FUNDが保有する本株株予約権（335,000個）すべてを、MMXXベンチャーズ・リミテッドが保有する本新株予約権の一部（132,500個）を、それぞれ9名（法人2社、個人7名）に譲渡し、当該9名全員が取得した本新株予約権を行使いたしました。
- B) 第9回新株予約権（2023年2月8日発行）を、MMXXベンチャーズ・リミテッドが、保有する本新株予約権（202,500個）の一部（85,713個）を行使いたしました。

異動の年月日

- A) 2024年4月8日
B) 2024年4月18日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

A) 資本金の額	467,500,001円
発行済株式総数 普通株式	161,442,187株
B) 資本金の額	553,213,001円
発行済株式総数 普通株式	170,013,487株

(2024年5月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

あらたに主要株主である筆頭株主となるもの	INTERACTIVEBROKERS LLC
主要株主だが主要株主である筆頭株主でなくなるもの	MMXXベンチャーズ・リミテッド
主要株主でなくなるもの	EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

あらたに主要株主である筆頭株主となるもの INTERACTIVEBROKERS LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	- 個	- %
異動後 3	254,369個	15.67%

主要株主だが主要株主である筆頭株主でなくなるもの MMXXベンチャーズ・リミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	303,765個	17.87%
異動後 3、5	242,021個	14.90%

主要株主でなくなるもの

EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	199,137個	11.71%
異動後 3、4	153,492個	9.46%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については、2023年12月31日時点の株主名簿に基づき、2023年12月31日現在の発行済株式総数114,692,187株から議決権を有しない株式数21,725株を控除し、2024年4月8日から2024年4月22日までに行使した株式数55,321,300株（議決権の数553,213個）を発行済株式総数に含めて算出しております。

3. 異動後の議決権の数については、2024年5月8日時点の株主名簿に基づいております。

4. EVO FUNDの議決権の数につきましては、2024年5月23日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。
5. MMXXベンチャーズ・リミテッドの議決権の数につきましては、2024年5月23日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社2024年6月28日開催予定の臨時株主総会の基準日として設定した2024年5月8日の株主名簿を2024年5月16日に取得致しました。その際INTERACTIVEBROKERS LLCが主要株主で大株主2位でありましたが、株主の異動を適時開示することを遅延しておりました。

なお、INTERACTIVEBROKERS LLCの保有株式は、本来持っている株式に加え、2024年4月23日に開示しました第9回新株予約権の行使の方9名の内、一部が含まれております。

その後、2024年5月23日に提出された大量保有報告書の変更報告書2社分を本日確認いたしました。2024年5月8日時点の株主名簿に基づき、加え、2024年5月23日の大量保有報告書の変更報告書2社分を反映し、提出するものであります。

主要株主であったEVO FUNDは属性として該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主であったMMXXベンチャーズ・リミテッドは属性として主要株主となり、INTERACTIVEBROKERS LLCは属性として主要株主である筆頭株主であると確認いたしました。

異動の年月日

INTERACTIVEBROKERS LLC	2024年5月8日
MMXXベンチャーズ・リミテッド	2024年5月23日
EVO FUND	2024年5月23日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	483,712,451円
発行済株式総数	普通株式 162,513,487株

(2024年5月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンが東京地方裁判所に破産手続き開始の申立てを行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第17号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : 株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン
住所 : 東京都港区元麻布三丁目1番6号
代表者の氏名: 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング

(2) 当該破産手続き開始の申立て等を行った年月日

2024年5月28日

(3) 当該破産手続き開始の申立て等に至った経緯

当社連結子会社の株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンは、当社が過去に所属していたレッド・プラネットグループのブランドでホテル運営を請け負っておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により宿泊客が激減したため、運営していたホテルを順次閉鎖いたしました。また、今後についても事業を再開する見通しが立っていないため、本申立てを行いました

(4) 当該破産手続開始の申立て等の内容

管轄裁判所：東京地方裁判所

事件番号：令和6年（フ）第3411号

申立者代理人：東京都千代田区内幸町二丁目1番4号 日比谷中日ビル6階

三宅坂総合法律事務所

弁護士 松本 甚之助

同 野田 陽一

同 野口 遥斗

負債総額：2,202百万円（2024年3月31日現在）

(2024年5月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年5月20日（月）開催の取締役会において、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を目的とする、2024年6月28日（金）開催予定の当社の臨時株主総会を招集することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本株式併合の目的

当社の発行済株式総数は、本日現在で162,513,487株であり、株価は2024年5月17日（金）現在で35円となっております。これらの数字は、他の東京証券取引所スタンダード市場上場会社の数字と比較すると、株式数は極めて多い一方、株価は著しく安価なものとなっております。

この結果、株価が1円変動するごとに数パーセントの変動率となり、株価の乱高下を招きやすい状態となっております。株式を併合することによりこの変動率を減少させることができ、このような事象が少なくなるため、市場や一般投資家からの信頼獲得や流動性の向上にも繋がるものと考えます。

次に、有価証券上場規程第445条において投資単位は5万円以上が望ましいと規定されているところ、当社の株価は現状ではこの数字を大きく下回っており、市場参加者との信頼関係を維持するためにも投資単位を上記の望ましい水準に近づける必要があります。

また、株式、株主様の管理にあたっては、株主様お1人当たりに株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストが掛かっているところ、現状の投資単位では上記コストに見合うだけの事務運営ができていないケースもあるため、今後は各株主様が株式関連事務コストに見合った投資単位での投資をしていただきやすくなるためという意義もあります。

さらに、配当は1株当たり1円単位であり、株式併合手続を行うことでより柔軟な配当政策を起用することもできるようになります。

このような理由から、今般、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。併合割合につきましても、望ましいとされる投資単位の水準への調整の中で、保有機会を失う株主様の数を極力抑えられるよう、慎重に決定しております。

(2) 本株式併合の割合

10株につき1株の比率をもって併合いたします。2024年7月31日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。

(3) 会社法第234条により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

端株の扱い

本株式併合の結果、保有株式10株未満の株主様は1株未満に該当することとなりますが、その場合には会社法の定めに基づき一括して売却処分又は自己株式として買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

単元未満株式が生じる場合の処理

本株式併合の結果、2024年5月8日付株主名簿によりますと、保有株式100株以上1,000株未満の株主7,179名様（株主様全体の44.8%）は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、当該株主様は、証券会社における手続きで不便をかけることとなりますが、買い増しを通じて株主様が単元地位を維持することができ、株式の流動性のメリットを享受できます。

また、株主様には市場価格において売渡し請求及び買い取り請求の二つの選択肢があり、株主様が株式併合により金銭的に損することはありません。

単元未満株式の保有者となる株主様は、会社法第194条第1項および定款の規定により、株主様が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう、当社に対して請求することができます。

また、同法第192条第1項の規定により、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することもできます。

(5) 本株式併合がその効力を生ずる日

2024年7月31日(水)(予定) 本株式併合の基準日

2024年8月1日(木)(予定) 本株式併合の効力発生日

(2024年6月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主だけが加えて主要株主である筆頭株主となるもの

MMXXベンチャーズ・リミテッド

主要株主だけが主要株主である筆頭株主でなくなるもの

INTERACTIVEBROKERS LLC

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主だけが加えて主要株主である筆頭株主となるもの

MMXXベンチャーズ・リミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 3、4	242,021個	14.90%
異動後 3、5	276,786個	17.03%

主要株主だけが主要株主である筆頭株主でなくなるもの

INTERACTIVEBROKERS LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 3	254,369個	15.67%
異動後 3	254,369個	15.67%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については、2023年12月31日時点の株主名簿に基づき、2023年12月31日現在の発行済株式総数114,692,187株から議決権を有しない株式数21,725株を控除し、2024年4月8日から2024年4月22日までに行使した株式数55,321,300株(議決権の数553,213個)を発行済株式総数に含めて算出しております。

3. 異動後の議決権の数については、2024年5月8日時点の株主名簿に基づいております。

4. MMXXベンチャーズ・リミテッドの議決権の数につきましては、2024年5月23日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

5. MMXXベンチャーズ・リミテッドの議決権の数につきましては、2024年6月10日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2024年6月10日付でMMXXベンチャーズ・リミテッド及びINTERACTIVEBROKERS LLCより提出された大量保有報告書により、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じました。

なお、当社において、主要株主の異動は生じておりません。

異動の年月日

2024年6月10日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	559,574,951円
発行済株式総数	普通株式 170,013,487株

(2024年6月11日提出の訂正臨時報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

2024年5月29日に提出いたしました臨時報告書について、XBRLデータの一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、併せて、訂正後のXBRLデータ一式を提出いたします。

2 訂正事項

2024年5月29日提出の臨時報告書のXBRLデータの一部

3 訂正内容

(訂正前) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号

(訂正後) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第17号

(2024年7月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2024年6月28日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1 議決権行使の結果

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更(目的変更(現行定款第1章第2条))の件

現行定款第2条(目的)を、当社の財務管理戦略におけるビットコインへの重点的な移行に合わせて、事業目的を修正するものです。

第2号議案 株式併合の件

当社の普通株式(以下「当社株式」という。)について、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」という。)を実施するものであります。

併合割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合いたします

株式の併合がその効力を生ずる発生日(効力発生日)

2024年8月1日

効力発生日における発行可能株式総数

22,823,794株

第3号議案 定款一部変更(第2号議案株式併合に伴う変更)の件

第2号議案が承認されることを本議案の決議を行う前提条件として、当社の発行可能株式総数を65,000,000株に変更するものであります。

第4号議案 取締役5名選任の件

今後の新分野への展開を見据え、新たな事業機会に挑戦し、企業価値の向上と経営体制の強化を図るため、取締役5名の選任を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,150,053	5,299	-	(注)1	可決 99.20
第2号議案	1,149,593	5,759	-	(注)1	可決 99.16
第3号議案	1,150,639	4,713	-	(注)1	可決 99.25
第4号議案					
マーク・ユスコ	1,152,145	3,207	-	(注)2	可決 99.38
ジェイソン・ファング	1,152,070	3,282	-	(注)2	可決 99.37
タイラー・エヴァンス	1,152,095	3,257	-	(注)2	可決 99.37
ベンジャミン・ツァイ	1,152,039	3,313	-	(注)2	可決 99.37
衛藤 バタラ	1,152,145	3,207	-	(注)2	可決 99.38

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たしたまたは否決が明らかになったため、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2024年7月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主である筆頭株主だったが主要株主および主要株主である筆頭株主でなくなるもの

MMXXベンチャーズ・リミテッド

主要株主だが加えて主要株主である筆頭株主となるもの

INTERACTIVEBROKERS LLC

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主である筆頭株主だったが主要株主および主要株主である筆頭株主でなくなるもの

MMXXベンチャーズ・リミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2、4	276,786個	17.03%
異動後 3、5	150,000個	8.26%

主要株主だけが加えて主要株主である筆頭株主となるもの

INTERACTIVEBROKERS LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	254,369個	15.67%
異動後 3	266,168個	14.66%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。
2. 異動前の議決権の数については、2024年5月8日時点の株主名簿に基づいております。
3. 異動後の議決権の数については、2024年6月30日時点の株主名簿に基づいております。
4. MMXXベンチャーズ・リミテッドの議決権の数につきましては、2024年6月10日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。
5. MMXXベンチャーズ・リミテッドの議決権の数につきましては、2024年7月22日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2024年7月22日付でMMXXベンチャーズ・リミテッドより提出された大量保有報告書及び当社2024年6月30日現在の株主名簿により、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じました。

異動の年月日

2024年7月22日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	677,705,002円
発行済株式総数	普通株式 181,692,187株

(2024年8月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

営業外費用計上の件

2024年8月13日

(2) 当該事象の内容

2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第2四半期(中間期)末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります

(3) 当該事象の発生年月日

2024年12月期中間連結会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

(2024年8月14日提出の臨時報告書の訂正報告書)1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

この度、上記の臨時報告書において訂正すべき事項が生じたため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2 訂正事項1 提出理由2 報告内容3 訂正箇所

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正前)2 報告内容(1) 当該事象の発生年月日

営業外費用計上の件

2024年8月13日

(2) 当該事象の内容

2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第2四半期(中間期)末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

2024年12月期中間連結会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

(訂正後)2 報告内容(1) 当該事象の発生年月日

営業外費用計上の件(連結及び個別)

2024年8月13日

(2) 当該事象の内容

2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第2四半期(中間期)末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

(連結決算)

2024年12月期中間連結会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

(個別決算)

2024年12月期中間会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

(2024年10月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

あらたに主要株主である筆頭株主となったもの EVO FUND

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主ではなくなり主要株主となったもの INTERACTIVEBROKERS
LLC

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

あらたに主要株主である筆頭株主となったもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	2,477個	1.41%
異動後 3	51,631個	14.26%

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主ではなくなり主要株主となったもの INTERACTIVEBROKERS

LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	20,695個	11.79%
異動後 3、4	40,544個	11.20%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については2024年9月5日時点の株主名簿に基づいて記載しており、2024年9月5日現在の発行済株式総数18,169,218株から、同日現在の議決権を有しない株式数70,102株と単元未満株式541,316株を控除した総株主の議決権の数175,578個に対する割合を算出しております。

3. 異動後の議決権の数については、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

4. 2024年9月5日時点の株主名簿の発行済株式総数18,169,218株から、議決権を有しない株式数70,102株を控除し、2024年9月6日から2024年10月22日までに当社が把握している行使した株式数18,099,116株を発行済株式総数に含めて算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2024年8月6日付「有価証券届出書」提出、2024年8月14日付および2024年8月22日付「有価証券届出書の訂正届出書」提出において公表いたしました第11回新株予約権の行使に関し、2024年10月22日に行使が全て完了したことにより、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じました。

異動の年月日

2024年10月22日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 5,700百万円
発行済株式総数 普通株式 36,268,334株

(2024年10月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

あらたに主要株主である筆頭株主となったもの MMXXベンチャーズ・リミテッド
主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主ではなくなり主要株主となったもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

あらたに主要株主である筆頭株主となったもの MMXXベンチャーズ・リミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	9,000個	5.13%
異動後 3	43,454個	12.01%

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主ではなくなり主要株主となったもの

EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 3	51,631個	14.26%
異動後 4	38,080個	10.52%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については2024年9月5日時点の株主名簿に基づいて記載しており、2024年9月5日現在の発行済株式総数18,169,218株から、同日現在の議決権を有しない株式数70,102株と単元未満株式541,316株を控除した総株主の議決権の数175,578個に対する割合を算出しております。

3. 異動後の議決権の数については、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

4. 異動後の議決権の数については、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

および、異動後の議決権の数については、2024年10月29日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2024年10月29日付でMMXXベンチャーズ・リミテッドおよびEVO FUNDより提出された大量保有報告書より、報告義務発生日である2024年10月22日付で、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じました。

異動の年月日

2024年10月22日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 5,700百万円
発行済株式総数 普通株式 36,268,334株

(2024年11月5日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

・主要株主であったが、主要株主ではなくなったもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

・主要株主であったが、主要株主ではなくなったもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	38,080個	10.52%
異動後 3	32,572個	9.00%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

および、異動前の議決権の数については、2024年10月29日に提出された大量保有報告書の変更報告書を参考に異動を加味しております。

3. 異動後の議決権の数については、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2024年11月1日付でEVO FUNDより提出された大量保有報告書より、報告義務発生日である2024年10月25日付で、当社の主要株主の異動が生じました。

異動の年月日

2024年10月25日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 5,700百万円

発行済株式総数 普通株式 36,268,334株

（2024年12月16日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2024年12月13日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 議決権行使の結果

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年12月13日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更（現行定款第2章第6条）の件

当社の臨時株主総会当日2024年12月13日時点での発行可能株式総数は65,000,000株であります。今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に向けて、145,000,000株へ変更するものであります。

変更の効力発生日は、2024年12月20日であります。

第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、あわせてその効力発生日において生じたその他資本剰余金を、会社法第452条の規定に基づき、欠損填補のため利益剰余金に振替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

減少する資本金の額

2024年11月8日現在の5,754,525,824円のうち5,754,525,823円を減少し、資本金の額を1円といたします。

資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

資本金の額の減少により発生するその他資本剰余金の額

減少する資本金の額の全額

欠損填補のため利益剰余金に振替える金額

資本金の額減少後のその他資本剰余金5,878,098,556円のうち944,025,527円を、効力発生日において欠損填補目的で繰越利益剰余金に振り替え、その他資本剰余金の額を4,934,073,029円とします。

変更の効力発生日は、2024年12月20日であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	133,799	781	-	（注）	可決 97.59
第2号議案	134,144	882	-	（注）	可決 97.53

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たしたまたは否決が明らかになったため、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2025年1月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主であったが主要株主でなくなり筆頭株主となったもの INTERACTIVEBROKERS LLC

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主及主要株主でなくなったもの MMXX ベンチャーズ・リミテッド

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主であったが主要株主でなくなり筆頭株主となったもの INTERACTIVEBROKERS LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2, 3	40,544個	11.20%
異動後 4	35,514個	9.93%

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主及主要株主でなくなったもの MMXX ベンチャーズ・リミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	43,454個	12.01%
異動後 4	14,454個	4.04%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

3. 2024年9月5日時点の株主名簿の発行済株式総数18,169,218株から、議決権を有しない株式数70,102株を控除し、2024年9月6日から2024年10月22日までに当社が把握している行使した株式数18,099,116株を発行済株式総数に含めて算出しております。

4. 異動後の議決権の数については、2024年12月31日時点の株主名簿に基づいて記載しており、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年12月31日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式95,798株及び控単元未満株式407,436株を控除し、総株主の議決権の数357,651個に対する割合を算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社株主名簿管理人より2024年12月31日付当社株主名簿を受領し、確認することで筆頭株主及び主要株主の異動を確認いたしました。

異動の年月日

2024年12月31日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1円

発行済株式総数 普通株式 36,268,334株

(2025年1月23日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

2025年1月23日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、主要株主の異動に関する臨時報告書を提出いたしましたが、当該臨時報告書において訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2 訂正事項

1 提出理由

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

3 訂正箇所

訂正箇所は を付して表示しております。

(訂正前)

1 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主であったが主要株主でなくなり筆頭株主となったもの

INTERACTIVEBROKERS LLC

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主及主要株主でなくなったもの

MMXX ベンチャーズ・リミ

テッド

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主であったが主要株主でなくなり筆頭株主となったもの

INTERACTIVEBROKERS

LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2, 3	40,544個	11.20%
異動後 4	35,514個	9.93%

主要株主である筆頭株主だったが筆頭株主及主要株主でなくなったもの

MMXX ベンチャーズ・リミ

テッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2	43,454個	12.01%
異動後 4	14,454個	4.04%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

3. 2024年9月5日時点の株主名簿の発行済株式総数18,169,218株から、議決権を有しない株式数70,102株を控除し、2024年9月6日から2024年10月22日までに当社が把握している行使した株式数18,099,116株を発行済株式総数に含めて算出しております。

4. 異動後の議決権の数については、2024年12月31日時点の株主名簿に基づいて記載しており、本新株予約権の行使後の数を記載しており、2024年12月31日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式95,798株及び控単元未済株式407,436株を控除し、総株主の議決権の数357,651個に対する割合を算出しております。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1円
発行済株式総数 普通株式 36,268,334株

(訂正後)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主であったが主要株主でなくなったもの INTERACTIVEBROKERS LLC

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主であったが主要株主でなくなったもの INTERACTIVEBROKERS LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 2, 3	40,544個	11.20%
異動後 4	35,514個	9.93%

1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 2024年10月22日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式70,102株を控除した総株主の議決権の数361,982個に対する割合を算出しております。

3. 2024年9月5日時点の株主名簿の発行済株式総数18,169,218株から、議決権を有しない株式数70,102株を控除し、2024年9月6日から2024年10月22日までに当社が把握している行使された株式数18,099,116株を発行済株式総数に含めて算出しております。

4. 異動後の議決権の数については、2024年12月31日時点の株主名簿に基づいて記載しており、2024年12月31日現在の発行済株式総数36,268,334株から、議決権を有しない株式数自己株式95,798株及び控単元未済株式407,436株を控除し、総株主の議決権の数357,651個に対する割合を算出しております。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 4,776,503,001円
発行済株式総数 普通株式 39,168,334株

(2025年2月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日（連結及び個別）

当該発生日：2025年2月10日

営業外収益計上の件 ビットコイン評価益5,457,619千円（連結及び個別）

営業外費用計上の件 株式交付費償却 6,429千円（連結及び個別）

特別利益計上の件 債務免除益 400,591千円（連結のみ）

(2) 当該事象の内容

(連結及び個別)

営業外収益

当社は、2024年12月期第4四半期連結累計期間においてビットコイン評価益5,457,619千円を営業外収益に計上いたしました。

これは、2024年12月期第3四半期連結累計期間において、ビットコイン評価損124,402千円を営業外費用に計上してありましたが、これは、2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第4四半期末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります。

(連結及び個別)

営業外費用

当社は、2024年12月期第4四半期連結累計期間において、株式交付費償却6,429千円を営業外費用に計上いたしました。これは、第11回新株予約権及第12回新株予約権の発行に伴う繰延資産計上後の償却により発生したものであります。

(連結のみ)

特別利益

当社は、2024年12月期第4四半期連結累計期間において、債務免除益400,591千円を特別利益に計上いたしました。

これは、連結会計年度第4四半期までに発生したものであります。当社連結子会社であった株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンの会社清算によるものであります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年12月期第4四半期連結会計期間(2024年10月1日~2024年12月31日)にて、下記収益及び費用が発生し計上しております。

(連結及び個別)

営業外収益：ビットコイン評価益 5,457,619千円

営業外費用：株式交付費償却 6,429千円

(連結のみ)

特別利益：債務免除益 400,591千円

<訂正後>

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第26期)の提出日(2025年3月24日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年3月27日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年3月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年3月24日開催の当社第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 議決権行使の結果

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役9名選任の件

サイモン・ゲロヴィッチ、阿部好見、ドリュー・エドワーズ、桑島浩彰、マーク・ユスコ、タイラー・エヴァンス、ベンジャミン・ツァイ、衛藤バタラ及びリチャード・キンケイドを取締役に選任するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に向けて、発行済株式総数の4倍となるように161,000,000株へ変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
サイモン・ゲロヴィッチ	117,599	18,392	-	(注)1	可決 77.25
阿部 好見	122,685	13,306	-	(注)1	可決 80.59
ドリュウ・エドワーズ	122,713	13,278	-	(注)1	可決 80.60
桑島 浩彰	122,697	13,294	-	(注)1	可決 80.59
マーク・ユスコ	122,730	13,261	-	(注)1	可決 80.62
タイラー・エヴァンス	122,702	13,289	-	(注)1	可決 80.60
ベンジャミン・ツァイ	122,711	13,280	-	(注)1	可決 80.60
衛藤 バタラ	117,604	18,387	-	(注)1	可決 77.25
リチャード・キンケイド	122,704	13,287	-	(注)1	可決 80.60
第2号議案	117,159	18,832	-	(注)2	可決 76.96

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たしたまたは否決が明らかになったため、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

<訂正前>

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日（2024年3月27日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年2月10日）までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2024年1月12日 (注) 1	-	114,692,187	575,000	0	-	1,909,745
2024年4月1日～ 2024年6月30日 (注) 2、3、4	67,000,000	181,692,187	677,705	677,705	677,705	2,587,450
2024年8月1日 (注) 5	163,522,969	18,169,218	-	677,705	-	2,587,450
2024年7月1日～ 2024年11月28日 (注) 6	18,099,116	36,268,334	5,076,820	5,754,525	5,076,820	7,664,271
2024年12月20日 (注) 7	-	36,268,334	5,754,525	0	-	7,664,271
2025年1月6日 (注) 8	2,900,000	39,168,334	4,776,503	4,776,503	4,776,503	12,440,774

(注) 1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、株主総会の決議により資本金を575,000千円減少し、欠損填補したものであります。

2. 2024年4月8日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が46,750,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ472,876千円増加しています。

3. 2024年4月22日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,571,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ86,698千円増加しています。

4. 2024年6月10日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が11,678,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ118,130千円増加しています。

5. 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日（2024年8月1日）をもって10株を1株に株式併合しております。
これに伴い発行済株式総数が163,522,969株減少しております。

6. 2024年11月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,099,116株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,076,820千円増加しています。

7. 会社法第447条第1項の規定に基づき、株主総会の決議により資本金を5,754,525千円減少し、欠損填補したものであります。

8. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,900,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,776,503千円増加しています。

<訂正後>

全文削除

<訂正前>

4. 財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日(2024年3月27日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年2月10日)までの間において、以下のとおり、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生しています。

第3回普通社債(保証付)の発行

当社は、2024年11月18日付「第3回普通社債(保証付)の発行に関するお知らせ」にて開示のとおり、2024年11月18日開催の取締役会において、下記のとおり総額17億5000万円の社債のEVO FUNDに対する発行及びその全額をビットコインの購入に充当することを決議いたしました。

1. 社債発行の理由

ビットコインを購入するため。

2. 社債の概要

- ・総額 : 17億5000万円
- ・利率 : 年0.36%
- ・払込期日 : 2024年11月18日
- ・償還期日 : 2025年11月17日(予定)
- ・償還方法 : 一括償還
- ・保証の有無 : 本社債に係る元金、利息、遅延損害金その他一切の債務の支払いにつき、当社代表取締役社長であるサイモン・ゲロヴィッチ(以下「保証人」という。)による保証が付けられている(以下、かかる保証について当社、保証人及び社債権者の間で締結された契約を「本保証契約」という。)
- ・担保の有無 : 該当事項なし。但し、本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位の抵当権が設定されている。

第4回普通社債の発行

当社は、2024年12月17日付「第4回普通社債の発行及び今後の普通社債(私募債)の発行予定に関するお知らせ」にて開示のとおり、2024年12月17日付の取締役会において、下記のとおり総額45億円の社債(以下本において「本社債」という。)のEVO FUND(以下本において「社債権者」という。)に対する発行及びその全額をビットコインの購入に充当することを決議いたしました。なお、2025年1月6日付「第三者割当により発行された第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況、大量行使、行使完了ならびに第4回普通社債及び第5回普通社債の繰上償還に関するお知らせ」にて開示のとおり、全額繰上償還しております。

1. 社債発行の理由

ビットコインを購入するため。

2. 社債の概要

- ・総額 : 45億円
- ・利率 : 本社債には利息を付さない。
- ・払込期日 : 2024年12月17日
- ・償還期日 : 2025年6月16日(予定)
- ・償還方法 : 一括償還。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日(以下本において「繰上償還日」という。)の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第12回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額(250,000,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日(当日を含む。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
- ・保証の有無 : 該当事項なし。
- ・担保の有無 : 該当事項なし。

第5回普通社債の発行

当社は、2024年12月20日付「第5回普通社債の発行に関するお知らせ」にて開示のとおり、下記のとおり総額50億円の社債（以下本 において「本社債」という。）のEVO FUND（以下本 において「社債権者」という。）に対する発行及びその全額をビットコインの購入に充当することになりました。なお、2025年1月6日付「第三者割当により発行された第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況、大量行使、行使完了ならびに第4回普通社債及び第5回普通社債の繰上償還に関するお知らせ」にて開示のとおり、全額繰上償還しております。

1. 社債発行の理由

ビットコインを購入するため。

2. 社債の概要

- ・総額 : 50億円
- ・利率 : 本社債には利息を付さない。
- ・払込期日 : 2024年12月20日
- ・償還期日 : 2025年6月16日（予定）
- ・償還方法 : 一括償還。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日（以下本 において「繰上償還日」という。）の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第12回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額（250,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
- ・保証の有無 : 該当事項なし。
- ・担保の有無 : 該当事項なし。

第6回普通社債の発行

当社は、2025年2月10日付「第6回普通社債の発行に関するお知らせ」にて開示のとおり、下記のとおり総額40億円の社債（以下本 において「本社債」という。）のEVO FUND（以下本 において「社債権者」という。）に対する発行及びその全額をビットコインの購入に充当することになりました。

1. 社債発行の理由

ビットコインを購入するため。

2. 社債の概要

- ・総額 : 40億円
- ・利率 : 本社債には利息を付さない。
- ・払込期日 : 2025年2月13日
- ・償還期日 : 2025年8月12日（予定）
- ・償還方法 : 一括償還。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日（以下本 において「繰上償還日」という。）の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第13回乃至第17回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額（250,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
- ・保証の有無 : 該当事項なし。
- ・担保の有無 : 該当事項なし。

< 訂正後 >

全文削除

< 訂正前 >

5 . 最近の業績の概要

2025年2月10日付で「2024年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表し、また、2025年3月3日付で「2024年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」について訂正がありました。第26期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）に係る連結財務諸表は、以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	553,175	294,222
売掛金	23,306	32,140
原材料及び貯蔵品	375	479
預け金	1,234	2,322,129
その他	27,389	42,590
貸倒引当金	6,067	6,067
流動資産合計	599,412	2,685,494
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	95,168	106,281
土地	866,619	866,619
その他（純額）	13,200	2,510
有形固定資産合計	974,988	975,411
無形固定資産		
その他	-	76,730
無形固定資産合計	-	76,730
投資その他の資産		
ビットコイン	-	26,348,999
繰延税金資産	-	5,678
その他	531,809	478,443
貸倒引当金	440,073	359,762
投資その他の資産合計	91,736	26,473,358
固定資産合計	1,066,724	27,525,500
繰延資産		
株式交付費	-	114,817
繰延資産合計	-	114,817
資産合計	1,666,137	30,325,812

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	11,250,000
未払法人税等	19,558	19,338
その他	358,566	124,605
流動負債合計	<u>378,125</u>	<u>11,393,943</u>
固定負債		
長期借入金	130,501	-
退職給付に係る負債	5,423	7,936
繰延税金負債	-	1,958,090
固定負債合計	<u>135,924</u>	<u>1,966,026</u>
負債合計	<u>514,049</u>	<u>13,359,970</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	575,000	0
資本剰余金	2,512,667	8,175,931
利益剰余金	3,207,328	9,012,687
自己株式	139,463	248,862
株主資本合計	<u>1,130,197</u>	<u>16,939,756</u>
新株予約権	21,890	26,086
純資産合計	<u>1,152,087</u>	<u>16,965,842</u>
負債純資産合計	<u>1,666,137</u>	<u>30,325,812</u>

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	261,633	1,062,283
売上原価	49,943	66,094
売上総利益	211,690	996,188
販売費及び一般管理費	679,760	645,784
営業利益又は営業損失()	468,070	350,403
営業外収益		
ビットコイン評価益	-	5,457,619
その他	75,285	193,202
営業外収益合計	75,285	5,650,822
営業外費用		
支払利息	19,072	1,602
株式交付費償却	-	6,429
その他	2,853	-
営業外費用合計	21,925	8,032
経常利益又は経常損失()	414,710	5,993,193
特別利益		
固定資産売却益	254,754	-
新株予約権戻入益	4,632	-
債務免除益	-	400,591
特別利益合計	259,387	400,591
特別損失		
固定資産除却損	180	-
固定資産売却損	37,571	-
減損損失	61,812	-
投資有価証券評価損	124,765	-
関係会社整理損	303,092	-
特別損失合計	527,421	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	682,745	6,393,785
法人税、住民税及び事業税	1,178	1,530
法人税等調整額	-	1,952,411
法人税等合計	1,178	1,953,941
当期純利益又は当期純損失()	683,923	4,439,843
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	683,923	4,439,843

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	683,923	4,439,843
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	51,284	-
その他の包括利益合計	51,284	-
包括利益	632,639	4,439,843
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	632,639	4,439,843

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	0	3,087,667	3,891,251	139,414	664,170
当期変動額					
新株の発行	575,000	575,000			1,150,000
親会社株主に帰属する当期純損失()			683,923		683,923
自己株式の取得				48	48
連結除外による利益剰余金の減少額					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	575,000	575,000	683,923	48	466,027
当期末残高	575,000	2,512,667	3,207,328	139,463	1,130,197

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	51,284	51,284	4,632	617,518
当期変動額				
新株の発行				1,150,000
親会社株主に帰属する当期純損失()				683,923
自己株式の取得				48
連結除外による利益剰余金の減少額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	51,284	51,284	17,257	68,541
当期変動額合計	51,284	51,284	17,257	534,569
当期末残高	-	-	21,890	1,152,087

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	575,000	2,512,667	3,207,328	139,463	1,130,197
当期変動額					
減資	6,329,525	6,329,525			-
欠損填補		1,395,452	1,395,452		-
新株の発行	5,754,525	5,754,525			11,509,051
親会社株主に帰属する当期純利益			4,439,843		4,439,843
自己株式の取得				109,399	109,399
連結除外による利益剰余金の減少額			29,936		29,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	575,000	10,688,598	5,805,359	109,399	15,809,558
当期末残高	0	8,175,931	9,012,687	248,862	16,939,756

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	21,890	1,152,087
当期変動額				
減資				-
欠損填補				-
新株の発行				11,509,051
親会社株主に帰属する当期純利益				4,439,843
自己株式の取得				109,399
連結除外による利益剰余金の減少額				29,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,196	4,196
当期変動額合計	-	-	4,196	15,813,754
当期末残高	-	-	26,086	16,965,842

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	682,745	6,393,785
減価償却費	41,601	16,384
減損損失	61,812	-
投資有価証券評価損	124,765	-
ビットコイン評価損益(は益)	-	5,457,619
関係会社整理損	303,092	-
固定資産売却損益(は益)	217,183	-
長期前払費用償却額	8,663	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	339	2,512
受取利息及び受取配当金	7	159
支払利息	19,072	1,602
債務免除益	-	400,591
新株予約権戻入益	4,632	-
売上債権の増減額(は増加)	6,080	8,834
棚卸資産の増減額(は増加)	761	104
その他	184,032	79,147
小計	535,253	626,122
利息及び配当金の受取額	7	159
利息の支払額	33,940	1,602
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,338	1,090
営業活動によるキャッシュ・フロー	571,525	623,589
投資活動によるキャッシュ・フロー		
ビットコインの取得による支出	-	20,907,417
有形固定資産の取得による支出	137,818	16,163
有形固定資産の売却による収入	1,799,364	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	892,940	-
無形固定資産の取得による支出	21,430	76,730
短期貸付けによる支出	1,800	-
預け金の増減額(は増加)	1,234	2,322,129
その他	196,891	130,547
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,333,129	23,452,988

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	501,887	-
長期借入金の返済による支出	2,085,643	53,465
社債の発行による収入	200,000	12,250,000
社債の償還による支出	200,000	1,000,000
株式の発行による収入	1,150,000	11,509,051
新株予約権の発行による収入	23,690	-
自己株式の取得による支出	-	109,399
その他	1,848	25,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,415,689	22,570,445
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	345,914	258,953
現金及び現金同等物の期首残高	207,260	553,175
現金及び現金同等物の期末残高	553,175	294,222

（５）連結財務諸表に関する注記事項（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

〔セグメント情報〕

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは前連結会計年度まで、報告セグメントを「ホテル事業」としていましたが、当連結会計年度により、新たにビットコイン関連事業を開始し、報告セグメントを「ビットコイントレジャリー事業」「ホテル事業」に変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他(注)1	合計	調整額(注) 2、3	連結財務諸表 計上額(注) 4
	ホテル事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	261,633	261,633	-	261,633	-	261,633
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	261,633	261,633	-	261,633	-	261,633
セグメント損失()	348,995	348,995	11,116	360,112	107,957	468,070
セグメント資産	1,054,504	1,054,504	75,124	1,129,629	536,508	1,666,137
その他の項目						
減価償却費	41,601	41,601	-	41,601	-	41,601
減損損失	-	-	61,812	61,812	-	61,812
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	108,618	108,618	50,630	159,249	-	159,249

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、Web3関連事業等を含んでおります。

2. セグメント損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、全社資産536,508千円であります。

4. セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他(注)1	合計	調整額(注) 2、3	連結財務諸表 計上額(注) 4
	ビットコイン トレジャリー 事業	ホテル事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	691,577	370,705	1,062,283	-	1,062,283	-	1,062,283
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	691,577	370,705	1,062,283	-	1,062,283	-	1,062,283
セグメント利益又は損 失()	622,085	91,349	530,736	1,200	529,536	179,132	350,403
セグメント資産	28,858,669	1,080,369	29,939,038	73,654	30,012,693	313,119	30,325,812
その他の項目							
減価償却費	644	15,290	15,934	-	15,934	449	16,384
減損損失	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	76,730	16,163	92,893	-	92,893	-	92,893

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、全社資産313,119千円であります。

4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。ホテル事業に関しては、本業は好調であったものの、子会社清算に伴う費用の一部を営業費用に計上したために営業損失が発生いたしました。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	98円56銭	468円30銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	62円93銭	226円65銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
3. 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日(2024年8月1日)をもって10株を1株に株式併合しております。これに伴い発行済株式総数が163,522,969株減少しております。

項目	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	62.93	222.65
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	683,923	4,439,843
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	683,923	4,439,843
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,868,494	19,589,297
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	187円58銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	4,439,843
普通株式の増加数 (株)	-	4,079,975

(重要な後発事象)(社債の繰上償還)

当社は、償還期日2025年6月16日を期限とする総額9,500,000,000円の普通社債(第4回普通社債により4,500,000,000円、第5回社債により5,000,000,000円)をEVO FUNDに全額割り当てておりましたが、2025年1月6日、各社債の償還条項に基づき全額繰上償還することとなりました。

1. 株式会社メタプラネット第4回普通社債

- (1) 繰上償還する銘柄：株式会社メタプラネット第4回普通社債
- (2) 繰上償還日：2025年1月6日
- (3) 繰上償還額：4,500,000,000円
- (4) 繰上償還金額：各本社債の金額100円につき金100円
- (5) 繰上償還理由：第12回新株予約権の行使によって調達した資金
- (6) 償還資金：手元資金により償還いたします。
- (7) 繰上償還による支払利息の年間減少額：0円(無利息)

(参考情報)

- ・従来の償還期限：2025年6月16日

2. 株式会社メタプラネット第5回普通社債

- (1) 繰上償還する銘柄：株式会社メタプラネット第5回普通社債
- (2) 繰上償還日：2025年1月6日
- (3) 繰上償還額：5,000,000,000円
- (4) 繰上償還金額：各本社債の金額100円につき金100円
- (5) 繰上償還理由：第12回新株予約権の行使によって調達した資金
- (6) 償還資金：手元資金により償還いたします。
- (7) 繰上償還による支払利息の年間減少額：0円(無利息)

(参考情報)

- ・従来の償還期限：2025年6月16日

(第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の買取契約の締結)

当社は、2025年1月28日開催の取締役会決議において、EVO FUND(ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)(以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権(以下、総称して「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を下記の通り決議しました。

1. 募集の目的及び理由

今回の調達資金の大半は、ビットコインの購入に戦略的に割り当てる予定です。当社は、2024年4月8日付「ビットコインの購入に関するお知らせ」にて開示のとおり、ビットコインを当社の資金管理戦略の一環として保有していくことを決定いたしました。また、2024年5月13日付「メタプラネットの財務管理の戦略的転換およびビットコインの活用について」及び2024年12月18日付「ビットコイントレジャー事業の開始に関するお知らせ」にて開示のとおり、ビットコインファースト、ビットコインオンリーのアプローチを明確に優先し、戦略的な財務選択肢として長期負債と定期的な株式発行を活用して、弱まる円を保持する代わりにビットコインを継続的に増やすことを当社の主力事業として位置づけ、遂行していくことを明確にしております。

今後も、当社はビットコイントレジャー企業として、日本におけるビットコイン領域での先駆者の立場を自覚しながら、可能な限りにおいて日本円を調達し、その資金をビットコインに置き換えることで資産価値を保全するという役割を担いながら、ビットコインの保有枚数を積み上げていく予定です。2025年1月にビットコイン価格が史上最高値を更新するなど、ビットコインの価値はますます高まるばかりです。一方で、我が国の通貨である日本円はその価値を失い続け、外国為替市場での対米ドルレートは再び160円に向かって下落するところまで迫っており、将来の展望は不透明なままです。このような状況下において、ビットコインの保有残高を増す重要性は高まっており、当社はできるだけ早く資金を調達しビットコインを購入していくことが必要であると考え、資金調達を実施することを決定いたしました。

2. 募集の概要

(1)	割当日	2025年2月17日
(2)	発行新株予約権数	210,000個(新株予約権1個につき普通株式100株) 第13回新株予約権 42,000個 第14回新株予約権 42,000個 第15回新株予約権 42,000個 第16回新株予約権 42,000個 第17回新株予約権 42,000個
(3)	発行価額	総額76,230,000円(第13回新株予約権1個当たり363円、第14回新株予約権1個当たり363円、第15回新株予約権1個当たり363円、第16回新株予約権1個当たり363円、第17回新株予約権1個当たり363円)
(4)	当該発行による潜在株式数	普通株式21,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は2,555円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は21,000,000株であります。
(5)	調達資金の額	116,313,730,000円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、5,555円とします。 本新株予約権の行使価額は、2025年2月17日以降(当日を含みます。)に初回の修正がされ、以後1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。)が経過する毎に修正されます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日(以下「価格算定日」という。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。但し、価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定日において各本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。
(7)	募集又は割当て方法(割当て予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8)	権利行使期間	第13回新株予約権乃至第17回新株予約権の行使期間は、いずれも2025年2月18日(当日を含みます。)から2027年2月17日までです。

(9)	その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3.資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要」に記載する行使停止条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本買取契約を締結する予定です。</p> <p>ロックアップ 当社は、割当予定先又はEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)(以下「EJS」といいます。)による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>先買権 当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権が残存している間において、割当予定先以外の第三者に対して当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他当社の普通株式若しくは種類株式に転換若しくは交換できる証券(以下「本追加新株式等」といいます。)を発行又は交付しようとする場合には(以下かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。)、EJSに対して、当該本追加新株式発行等を決議する取締役会の日の3週間前までに、当該本追加新株式発行等の主要な条件及び内容(当該本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じです。)を記載した書面(以下「本通知書」といいます。)により通知しなければなりません。</p> <p>割当予定先は、EJSが本通知書を受領した日(当日を含みません。)から1週間以内に、当該本通知書に記載された条件及び内容により当該本追加新株式等を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、割当予定先が当該条件と同一の条件により当該本追加新株式等を引き受ける旨を当社に通知(以下かかる通知を「応諾通知」といいます。)したときは、当社は、割当予定先に対して当該本追加新株式等を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該本追加新株式等を発行又は交付してはなりません。</p> <p>当社は、割当予定先からの応諾通知を受領しなかった場合に限り、本通知書により割当予定先に通知された主要な条件及び内容によってのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。</p> <p>なお、上記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。</p> <p>当社の役職員、コンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は普通株式を発行若しくは交付する場合(当該ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除きます。)において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。</p> <p>当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約の締結日時点で既発行の株式(種類株式等で普通株式への転換請求権等を付与されているものを含みます。)、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。</p> <p>上記の他、当社とEJSとが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。</p>
-----	-----	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動しません。

(第6回普通社債の発行)

第6回普通社債(以下「本社債」といいます。)をEVO FUND(以下「社債権者」といいます。)に対して発行することを下記の通り決議しました。

1. 本社債の内容

(1)	社債の名称	株式会社メタプラネット第6回普通社債
(2)	社債の総額	金4,000,000,000円
(3)	各社債の金額	金250,000,000円
(4)	利率	本社債には利息を付さない。
(5)	償還金額	各本社債の金額100円につき金100円
(6)	払込期日	2025年2月13日
(7)	償還期日	2025年8月12日(予定)
(8)	償還方法	本社債は、上記第7号に記載の償還期日に、その総額を上記第5号に記載の償還金額で償還する。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」という。)の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第13回乃至第17回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本8号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額(250,000,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日(当日を含む。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
(9)	保証の内容	該当事項なし。
(10)	担保の内容	該当事項なし。
(11)	募集の方法	EVO FUNDに全額を割り当てる。
(12)	社債管理者	本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
(13)	元利金支払事務取扱場所(元利金支払場所)	株式会社メタプラネット 東京都港区六本木六丁目10番1号
(14)	振替機関	該当事項なし。

<訂正後>

全文削除

第四部【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第26期中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	2024年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月24日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月24日

株式会社メタプラネット

取締役会 御中

監査法人やまぶき

東京事務所

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃
業務執行社員指定社員 公認会計士 内海 慎太郎
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタプラネットの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネット及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「重要な後発事象（第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結）」に記載されているとおり、会社は2025年1月28日開催の取締役会決議において、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約の締結を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ビットコイン勘定の実在性と関連取引発生事実の検証	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>株式会社メタプラネットは、【注記事項】(セグメント情報等)の記載のとおり、当連結会計年度よりビットコイン関連事業を開始している。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、「ビットコイン勘定(以下、BTCという。)の実在性と関連取引発生事実の検証」が当連結会計年度の連結財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <p>(1) BTC取得資金捻出のために行われた資金調達取引には、複数の関連当事者取引が含まれていること</p> <p>(2) 連結貸借対照表におけるBTCは26,348,999千円であり、連結総資産の86.9%を構成していること</p> <p>(3) 取得したBTCを活用したデリバティブ取引(プットオプション取引)は、報告セグメントであるビットコイントレジャリー事業売上高の大部分を構成していること</p> <p>(4) BTC取得価額と期末時価評価額との差額は被監査会社の期間損益を構成し、その金額は多額であること</p> <p>(5) 必要な計算要素に対し適用すべきデータを取り違えた場合、当該誤りが被監査会社の適正な期間損益計算並びに連結総資産に及ぼす影響は甚大となること</p>	<p>当監査法人は、「BTCの実在性と関連取引発生事実の検証」のため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 BTC事業に関連する業務プロセスの内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 資金調達取引の検証 関連当事者取引を含むBTC取得資金捻出のために実施された資金調達取引について、事業上の合理性を確かめ、取締役会議事録の閲覧及び取引証憑の閲覧により取引発生の実事を確かめた。</p> <p>(3) BTC取得関連取引の検証 ・BTC取得枚数及び取得レートについて、取引発生に係る外部証憑と照合した。 ・取得したBTCを活用したデリバティブ取引(プットオプション取引)について、証券会社に対する取引確認を実施し、会計記録との一致を確かめた。</p> <p>(4) BTC期末評価取引の検証 ・BTC期末保有枚数について、証券会社に対する残高確認状と照合した。 ・BTC期末評価レートについて、貸借対照表日における外部機関による公示レートと照合した。 ・BTC評価損益が、貸借対照表におけるBTC価額とBTCの取得価額との差額により算出されていることを、再実施により確かめた。</p>
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メタプラネットの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メタプラネットが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

株式会社メタプラネット
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内海 慎太郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタプラネットの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネットの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「重要な後発事象（第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結）」に記載されているとおり、会社は2025年1月28日開催の取締役会決議において、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約の締結を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ビットコイン勘定の実在性と関連取引発生事実の検証

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(ビットコイン勘定の実在性と関連取引発生事実の検証)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。